

第4号議案

次期「栃木県都市計画区域マスタープラン」策定にあたっての基本的な 考え方について

栃木県知事から諮問されたこのことについて、栃木県都市計画審議会条例第3条第2項の規定により設置した栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会から調査結果の報告がありましたので、次のように提出します。

令和6（2024）年2月9日

栃木県都市計画審議会議長 大 森 宣 暁

都計第 2 2 7 号
令和 5 (2023) 年 1 月 20 日

栃木県都市計画審議会 会長 大森 宣暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

次期「都市計画区域マスタープラン」策定にあたっての基本的な考え方について（諮問）

都市計画法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次期「都市計画区域マスタープラン」の策定にあたり、都市のスポンジ化への対応をはじめとしたこれまでの都市づくりの課題に対して、自然災害の頻発・激甚化やカーボンニュートラルの実現、デジタル化の急速な進展等を背景とした人々の働き方・暮らし方の変化等の視点を考慮した、基本的な考え方について、貴審議会の意見を伺います。

次期「都市計画区域マスタープラン」策定について

1 策定の目的及び経緯

都市計画区域マスタープラン（以下「区域マス」という。）は、都市計画法第6条の2第1項の規定に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な観点から定めている都市計画であり、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで概ね10年以内の都市計画の基本的方向を定めたものである。

栃木県では、平成16年4月に当初の区域マスを定めた。その後、社会情勢の変化や国勢調査、都市計画基礎調査の結果などに基づき定期的に見直しを行っている。

現在の区域マスは令和7年度を目標年次として令和3年3月に定めたものである。

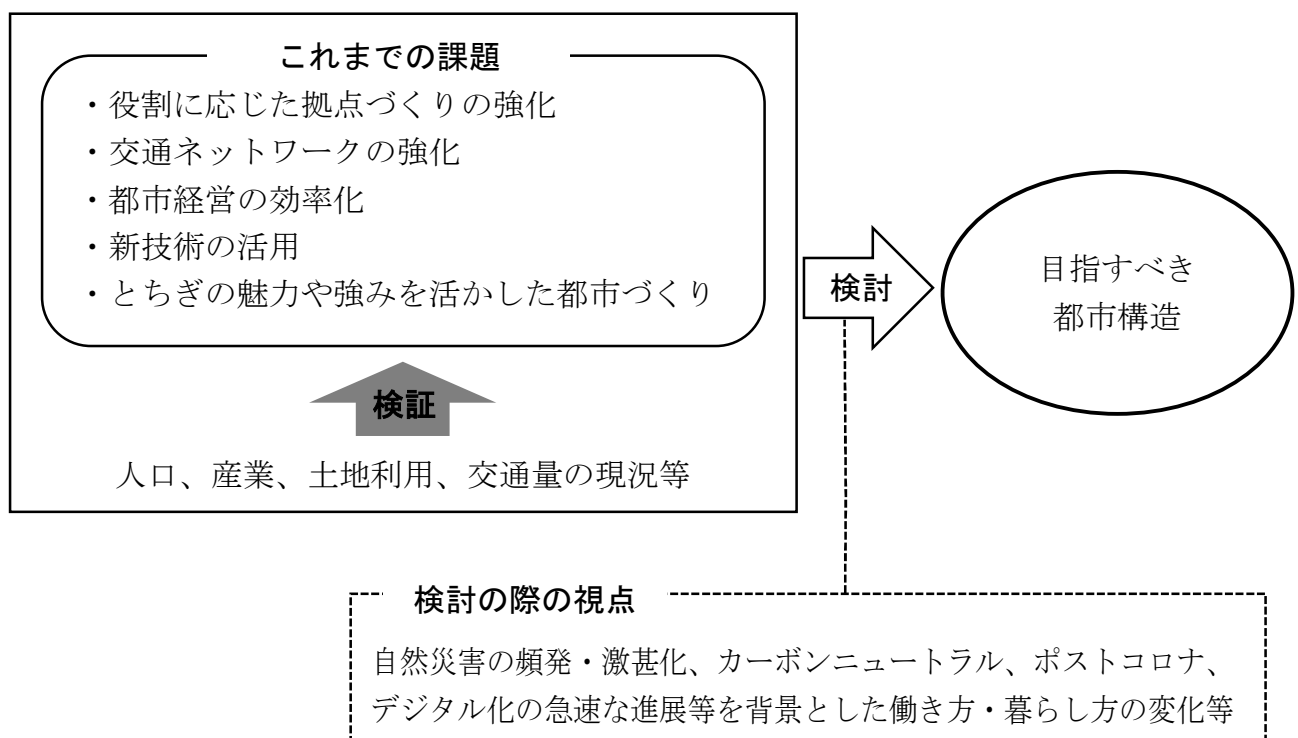
次期区域マスは令和12年度を目標年次として令和7年度末に定める予定である。

2 検討内容

「次期都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的な考え方」として、検討を要請する項目は次のとおりであり、当該内容に基づき次期区域マスを策定する。

- ・ 目指すべき都市構造※：多核ネットワーク型の都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の継続等
- ・ 都市計画区域：拡大、統合、連携等
- ・ 区域区分：導入等

※「目指すべき都市構造」については、これまでの課題を人口や産業、土地利用、交通量の現況等に基づき検証し、その結果を踏まえた上で、次のような視点から検討することが考えられる。



令和6（2024）年2月9日

栃木県都市計画審議会 会長 大森 宣暁 様

栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会

委員長 佐藤 栄治

委員 長田 哲平

委員 吉田 樹

委員 渡邊 美樹

次期「栃木県都市計画区域マスタープラン」策定にあたっての基本的な考え方について（報告）

栃木県都市計画審議会から付託のあった標記のことについて、調査検討した結果を下記のとおり報告します。

記

1 検討事項

- ① 目指すべき都市構造
- ② 都市計画区域や区域区分に関する考え方

2 経過等

令和5年2月28日	第1回専門委員会	①都市における現状・問題等の整理
令和5年7月6日	第2回専門委員会	①課題の整理、②検討内容の整理
令和5年8月2日	第185回都市計画審議会	①都市における現状と課題の中間報告
令和5年9月19日	第3回専門委員会	①目指すべき都市構造の整理
令和5年12月13日	第4回専門委員会	①・②のとりまとめ

3 結果

「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会報告書」のとおり

以上

栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会報告書

一次期「栃木県都市計画区域マスタープラン」策定にあたっての基本的な考え方について

令和6(2024)年2月9日

栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会

1 都市づくりに関する考え方について

本県をはじめとする地方都市においては、人口減少・超高齢社会の進行に伴う、都市のスポンジ化や既存集落におけるコミュニティの維持など、これまでの都市づくりに対する課題に加え、頻発・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の変化、カーボンニュートラルの実現など、社会情勢の変化への対応が緊要となっている。

このため、これらの課題に的確に対応し、暮らしやすく持続可能な集約型の都市づくりを進めるため、21世紀中頃を見据えた本県における都市づくりに関する考え方について以下のとおり示す。

目指すべき都市構造について

1. 都市づくりにおける現状

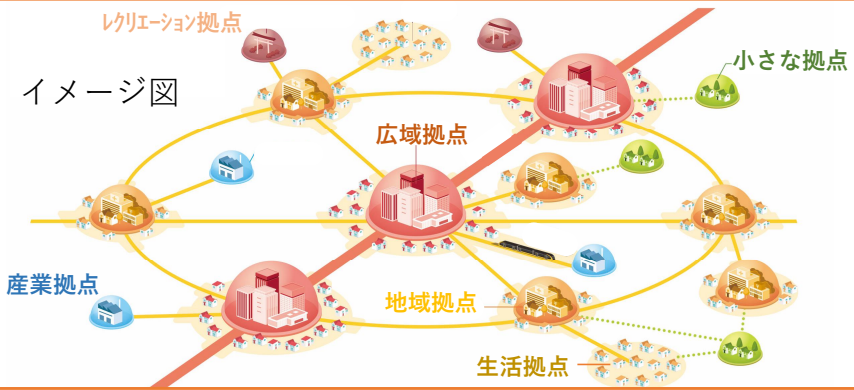
①人口減少や超高齢社会のさらなる進行
②公共交通サービスの維持とさらなる充実が必要な道路ネットワーク
③自然災害の頻発・激甚化
④地球温暖化による気候変動の深刻化
⑤とちぎの魅力や強みのさらなる活用

2. 都市づくりの課題と方向性

①役割に応じた拠点づくり	○居住や都市機能のまちなか誘導 ○公共交通との連携 ○生産性の向上と既存ストックの活用 ○多様なライフスタイルの受け皿の確保と既存集落の維持 ○安全快適なこども・子育て環境づくり ○各種データやサービスを連携させる基盤整備
②交通ネットワークの維持・形成と充実・強化	○地域のニーズに応じた移動手段の確保 ○公共交通サービスの利便性向上 ○広域道路ネットワークの強化 ○安全安心な道路整備の推進
③暮らしの安全安心と国土強靱化	○防災・減災の観点を主流化したまちづくりの推進 ○災害に強い社会資本の整備 ○防災・減災対策の高度化 ○あらゆる関係者が協働した防災対策
④脱炭素化と資源循環	○エネルギー利用効率の向上 ○都市の脱炭素化の推進 ○自然環境が持つ機能を活用したまちづくり
⑤とちぎの魅力や強みを最大限に生かした活力向上	○恵まれた立地環境の有効活用 ○豊かな自然・歴史文化を活用した地域の活性化 ○良好なまちなみの形成と維持保全

3. 目指すべき都市構造：多核ネットワーク型の都市構造『とちぎのスマート＋コンパクトシティ』

デジタル（スマートシティ）とリアル（コンパクト・プラス・ネットワーク）の融合により、サービスや活動が継ぎ目なく展開する都市の形成を図り多様な暮らし方・働き方を支えウェルビーイング（幸福感）を向上させ県土全体の持続的発展につなげる。



4-1. 基本姿勢

多様な主体との協同・連携
まちづくりDXの推進
子育て、医療、産業、環境など各種政策と連携した都市政策の展開

4-2. 目指すべき都市構造の実現に向けた基本目標と戦略

①誰もが暮らしやすい集約型の都市づくり ○拠点の役割に応じた必要な都市機能の集積と居住誘導 ○公共交通と連携した土地利用 ○多様なライフスタイルの対応やコミュニティ維持など地域の実情や変化等に応じた土地利用 ○地域の核となる施設や遊休施設等を有効活用した拠点の維持・形成 ○こどもや子育てのための空間形成	②誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり ○公共交通ネットワークの維持・形成 ○交通結節点の充実・強化 ○地域の成長を支える道路ネットワークの強化 ○暮らしの安全を確保する道路整備	③災害に強くてしなやかな都市づくり ○災害リスクを考慮した土地利用 ○社会資本の強化、防災・減災対策の推進 ○新技術の活用による地域防災力の向上 ○流域治水プロジェクト等の推進	④環境にやさしい脱炭素型都市づくり ○エネルギー利用の再エネ化・効率化 ○渋滞対策や物流システムの効率化 ○まちづくりGX（グリーンイノベーション）の推進	⑤とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり ○地理的優位性と優れた交通ネットワークを活かした産業・農業の振興 ○地域資源を活かした個性的で活力あるまちづくり ○地域の特性を活かした魅力ある景観形成
--	---	---	---	---

2 都市計画区域や区域区分に関する考え方について

本県では、一体的な都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として、区域区分を定めている3つの都市計画区域（宇都宮・足利佐野・小山栃木都市計画区域）と区域区分を定めていない14の都市計画区域を指定している。

これらの区域について、人口減少・超高齢社会の進行、産業や開発の動向、社会基盤の整備状況など都市環境の変化に対応した次期都市計画区域マスタープランを策定するに当たり、都市計画区域の統合や拡大、区域区分の決定について総合的に検討し、その考え方を以下のとおり示す。

(1) 都市計画区域の考え方について

栃木市や鹿沼市においては、市町村合併により2つの都市計画区域が1つの市に併存していることから、都市計画区域の統合について検討した。両市とも、地形等の自然的条件や日常生活圏といった視点から一定都市のつながりは見られるが、人口、産業及び開発の動向などを考慮すると、無秩序に市街地が拡散する可能性が低い。

また、両市とも、地元の状況等を勘案し都市計画区域は現状のままとした意向であることから、今回は都市計画区域を併存させることが妥当と考える。

また、都市計画区域の拡大に関しては、現在、都市計画区域外となっている地域の人口、産業及び開発の動向などを考慮すると、無秩序に市街地が拡大する可能性は低いことから、今回、都市計画区域を拡大する必要性は低いと考える。

なお、今後も社会情勢等を注視し、大きな変化が認められた場合などは、都市計画区域の見直しを検討する必要があると考える。

(2) 区域区分の決定の考え方について

宇都宮・小山栃木・足利佐野都市計画区域は、区域区分を定めてきたことで市街化区域内の人口密度は、人口減少下においても概ね維持され、店舗や病院などの都市機能の集積についても、一定の水準が保たれてきた。

また、道路や公園、下水道などの公共施設の効率的な整備にも大きな役割を果たしてきたことなどから区域区分を定めてきた効果も認められる。

区域区分を廃止した場合には、宅地化がランダムに行われることで無秩序に市街地が拡散する恐れがあり、健全な都市の発展に重大な支障をきたす懸念がある。

このため、引き続き区域区分を定める必要性は高いと考えられる。

また、本県の成長をけん引し、地域の活力と持続可能性を高める土地利用を行うことは重要であるため、計画的な市街地整備と併せた区域区分の変更について適宜検討する必要があると考える。

栃木県都市計画区域図（令和6（2024）年2月現在）

